

長 介 第 5 5 号
令和 6 年 4 月 1 日

地域密着型サービス事業所管理者 様
指定相当訪問型・通所型サービス事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出について（通知）

令和 6 年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 6 年 3 月 15 日付け老発 0315 第 2 号厚生労働省老健局長通知、以下「国通知」という。）に留意のうえ、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和 6 年度介護報酬改定（加算の一本化）について

令和 6 年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、3 つの加算を合わせて「旧 3 加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせるかたちで、令和 6 年 6 月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）へ一本化されます。

旧 3 加算から新加算へ移行、経過措置、新加算の要件、賃金改善の内容等制度に関すること、計画書の記入方法等について、国通知のほか、厚生労働省ホームページに掲載されている参考資料や説明動画等を参照してください。また、これらに関するご不明点は、コールセンターへお問い合わせください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

【コールセンター】

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222 受付時間：9 時～18 時（土日含む）

2 令和 6 年度処遇改善計画書の提出について

令和 6 年度に旧 3 加算及び新加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書（以下「計画書」という。）の作成・提出が必要です。

事業者規模・旧 3 加算の算定状況により作成・提出する様式が異なりますので、注意してください。また、令和 6 年度介護報酬改定に伴う事業者の負担を考慮し、事務作業の平

準化のため、国通知で定める計画書及び体制等届出書の提出期限を延長することとします。
 (新潟県独自の取扱いと同様の取扱いとなります。)

(1) 提出書類

- ・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（令和6年度）
 - ① 同一法人内の事業所数が10以下の場合・・・別紙様式6
 - ② 令和6年3月時点で加算未算定の事業所が
新加算ⅢまたはⅣを算定する場合・・・別紙様式7
 - ③ ①②以外の場合・・・別紙様式2
- ・特別な事情に係る届出・・・別紙様式5（該当しない場合は不要）
- ・体制等届出書

※1 体制等届出書の様式は、令和6年4月から変更となります。詳しくは、「令和6年度介報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出について（通知）」（長介第1194号令和6年3月29日付長岡市介護保険課長通知）を参照してください。

※2 令和6年6月以降（新加算）の加算区分については、すべての事業所について提出が必要です。また、令和6年4・5月に旧3加算を新たに算定する場合、加算区分を変更する場合は、当該変更に係る届出もあわせて提出が必要です。

(2) 提出期限

【令和6年度介護報酬改定に伴う特例（令和6年7月1日算定まで）】

		旧3加算を新規算定する場合 区分変更する場合	旧3加算を 区分変更しない場合
処遇改善 計画書	旧3加算 (4・5月)	令和6年4月15日(月)	令和6年6月1日(土)
	新加算 (6月以降)	令和6年4月15日(月) ※6月15日(土)まで変更可能	令和6年6月1日(土) ※6月15日(土)まで変更可能
体制等届 出書	旧3加算 (4・5月)	令和6年4月15日(月)	上記2(1) ※1参照
	新加算 (6月以降)	令和6年6月1日(土) ※6月15日(土)まで変更可能	令和6年6月1日(土) ※6月15日(土)まで変更可能

※旧3加算と新加算の計画書は、一つのExcelファイルで一体的に作成する様式となっていますので、新旧加算あわせて一つのExcelファイルを提出してください。

【通常の取扱い（令和6年8月1日算定以降）】

加算を算定する前々月の末日まで

3 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について、以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」（以下、「変更届出書」という。）の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4	速やかに
加算を算定する事業所に増減があった場合 ①事業所を追加する場合 ②一部の事業所を廃止する場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービスは、変更月の前月の15日まで 施設サービスは、変更月の初日まで ②の場合、速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ①加算区分に上げる場合 ②加算区分に下げる場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書	①の場合 居宅サービスは、変更月の前月の15日まで 施設サービスは、変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告書の提出時

4 実績報告書の提出について

実績報告書については、別途通知します。

なお、令和6年度中に加算を算定するすべての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。介護保険課へ連絡してください。

5 提出方法について

介護保険課介護事業推進係へ郵送、メール、持参のいずれかで提出

（複数の事業所等を一括して届出する場合で、計画に他都道府県及び市区町村分が含まれる場合は、それぞれの指定権者へも届出が必要です。）

担当：〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10
介護保険課 介護事業推進係
電話：0258-39-2245
FAX：0258-39-2278
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp